

南房総市放課後児童健全育成事業業務委託に係る企画提案実施要領

1 業務の目的

南房総市では、小学校に就学する児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とし、設置された学童保育所の運営業務について、より効率的、効果的に達成するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者には業務委託することで、安全で安心な運営業務を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的として、その事業を委託する事業者を選定する。

2 業務の概要

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 南房総市放課後児童健全育成事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添南房総市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書のとおり |
| (3) 委託業務期間 | 令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間 |
| (4) 提案限度額 | 246,249,000円（消費税は非課税とする。） |
| (5) 委託箇所 | 南房総市内学童保育所 5箇所 |

3 委託業者選定方法 企画提案書等による公募型プロポーザル方式

4 参加資格

企画提案に参加できる者は、学童保育所の運営を適切に実施できる法人であり、以下の

(1) から (9) までのすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 南房総市入札参加業者資格者名簿（委託一介護・保育（保育業務又はその他委託一その他（放課後児童健全育成事業）））に登載されている者であること。
- (3) 参加申込書の受付期限から受託候補者の決定までの間に、南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成18年南房総市告示第101号）の規定による指名停止等の処分を受けていない者であること。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなさ

れている者でないこと。

- (6) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 過去に千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県または茨城県内で放課後児童健全育成事業の業務を受託し、かつその業務を履行しているもの又は履行した実績がある者。

5 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表・配布	令和8年10月14日（水）～令和8年10月28日（水）
参加申込書受付	令和8年10月14日（水）～令和8年10月28日（水）
募集内容等に関する質問受付	令和8年10月14日（水）～令和8年11月16日（月）
参加資格審査結果の通知	令和8年10月30日（金）
企画提案書受付	令和8年10月30日（金）～令和8年11月25日（水）
二次審査（プレゼンテーション選考）	令和8年12月3日（木）
審査結果の通知	令和8年12月8日（火）

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間 令和8年10月14日（水）～令和8年10月28日（水）

午前8時45分～午後5時00分（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。最終日は午後4時までとする。）

イ 配布場所 〒299-2592 南房総市岩糸2489番地

南房総市教育委員会事務局子ども教育課

※実施要領等は、南房総市ホームページからも入手できる。

[\(https://www.city.minamiboso.chiba.jp/\)](https://www.city.minamiboso.chiba.jp/)

(3) 参加申込書

企画提案に参加する意思のある者は、市ホームページから書式をダウンロードし、参加申込書（様式1）に添付書類（様式2～5）を添えて、子ども教育課教育係あてに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

- ア 提出期限 令和8年10月28日（水）午後5時まで
 - イ 提出方法 下記提出先に持参または郵送（書留郵便）すること。
郵送の場合は上記期限に必着とする。
 - ウ 提出先 〒299-2592 南房総市岩糸2489番地
南房総市教育委員会事務局子ども教育課
- (4) 募集内容等の質問書の受付及び回答
- ア 質問書受付期間
令和8年10月14日（水）～令和8年11月16日（月）正午まで
 - イ 提出方法 質問書（様式6）をワード形式で電子メールに添付し提出すること。
 - ウ 送信先 kodomokyoiku@city.minamiboso.lg.jp
 - エ 回答方法 10月14日（水）～11月13日（金）に受け付けた質問は2開庁日以内に、回答時点の全参加業者に電子メールで回答する。なお、期間内に受け付けた質問は、令和8年11月17日（火）午後5時までに、電子メールにて全参加業者に回答する。
- (5) 企画提案書等の書類の受付
- ア 受付期間
令和8年10月30日（金）～令和8年11月25日（水）午後5時まで
 - イ 提出書類
 - (ア) 企画提案書提出届（様式7）
 - (イ) 企画提案書（A4版・片面20枚以内・文字の大きさ12ポイント程度）

※提案書は審査項目の評価基準、評価項目に沿って、わかりやすく作成すること。

 - (ウ) 見積書（A4版様式任意：企画提案の内容に基づいた各経費の内訳、積算根拠を記載し、封入、封印の上、提出すること。）
経費については学童保育所ごとに、①指導員等賃金（配置予定人数を記載）、②法定福利費、③福利厚生費、④消耗品費、⑤おやつ代、⑥保険料、⑦職員研修費、⑧通信費、⑨修繕費、⑩管理費に分類して記載することとし、該当しない経費は必要に応じて項目を追加して記載すること。
なお、消費税は非課税とする。
 - ウ 提出部数 8部（正本1部、写し副本7部）
ただし、見積書は正本1部のみとする。
 - エ 提出方法 持参または郵送（書留郵便）により提出すること。
ただし、郵送の場合は受付期間内に必着とする。

オ 提出先 〒299-2592 南房総市岩糸2489番地
南房総市教育委員会事務局子ども教育課

(6) 企画提案参加に際しての留意事項

ア 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて企画提案書提出届が提出された場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- (エ) 審査の公平性を害するなど選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (オ) 二次審査（プレゼンテーション選考）に正当な理由なく欠席した場合
- (カ) 見積価格が提案限度額を超えている場合、または提案限度額の66.7%を下回る場合
- (キ) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員長が失格であると認めた場合

イ 提出書類の変更の禁止

市の指示がある場合を除き、提出後の変更、差し替え及び再提出は認めない。

ウ 提出書類の返却等

提出書類等は、理由の如何を問わず返却しない。

エ 企画提案書等の費用分担

企画提案書等の作成、提出に要する経費等は、全て参加申込者の負担とする。

オ その他

- (ア) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとするが、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができる。
- (イ) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに、企画提案書の提出後に辞退する場合は、二次審査（プレゼンテーション選考）開催日の前日の正午までに、辞退届（様式8）を教育委員会事務局子ども教育課に持参又は郵送により提出すること。
なお、辞退したことにより今後不利益を受けることはない。
- (ウ) 同一の業者の複数の企画提案書の提出は認めない。
- (エ) 参加申込者は、受託候補者決定前において、提出した企画提案書等を他の用途に使用したり公表したりする場合は、市の承諾を得る必要がある。

6 審査に関する事項

(1) 選定方法

南房総市が設置する南房総市放課後児童健全育成事業業務委託に係るプロポーザル審査委員会で、審査基準に基づき提出書類の内容を審査し、本事業の受託候補者を選定する。

選定にあたっては、参加資格審査及び二次審査（プレゼンテーション選考）の二段階で実施する。

ア 参加資格審査（書類選考）

全ての参加申込者に対し、本実施要領で規定された参加資格について審査する。参加資格要件を満たしていない者は、二次審査に進めないものとする。

※参加資格申込者が4者を超える場合は、(3) 審査項目及び評価内容の一次審査により、3者程度を選出することとする。

イ 二次審査（プレゼンテーション選考）

参加申込者が提出した企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を基に、提案内容及び本業務への意欲、実現性等を審査する。

(2) 二次審査予定日等

事前に提出された企画提案書に基づき、下記のとおり実施する。

	留意事項
開催日及び場所	令和8年12月3日（木） 南房総市役所丸山分庁舎2階 第1会議室 ※各事業者のプレゼンテーション開始時間は後日、通知する。
実施要領	① プレゼンテーション及び質疑を実施する。 ② 当日の説明は、提出した企画提案書等を使用すること。 また、必要に応じプレゼンテーション用資料を作成し、使用してもよい。 ③ 出席者は本業務を受託した際の管理責任者1名及び担当者1名又は2名の合計3名以下とし、その他の者の出席は認めない。 ④ 他の参加者の企画提案の傍聴は認めない。
時間	プレゼンテーション（30分以内） 質疑応答（15分以内）
使用機器等	プレゼンテーションに際し必要な機器類（パソコン等）は参加申込者が用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクタ及び接続ケーブル（HDMIケーブル）は当市が用意する。（使用する場合の連絡は不要）

(3) 審査項目及び評価内容

審査項目	全体に占める割合	評価基準
1 業務経歴	10 / 100	別紙1
2 経営状況	3 / 100	別紙1
3 価格の適正	25 / 100	別紙1
4 企画提案書に対する評価	62 / 100	別紙2

(4) 審査方法

ア 審査員の評価点の合計点数（以下「総合計点数」という。）から審査員の人数を除いた点数（以下「合計平均点数」という。）が満点の100分の65以上（以下「基準点」という。）の者を受託候補者として選定する。

イ 「別紙2 審査項目4の評価基準」企画提案書に対する評価の各審査項目にて、「④やや不十分」以下の評価が1つでも付された場合は、受託候補者としての適格性を審査委員で協議するものとする。協議の結果、受託候補者として相応しくないと判断された場合には失格とする。

ウ 上記ア、イの要件を満たした受託候補者が複数あったときは、合計平均点数による判定及び順位付け判定により受託候補者を選定する。各判定方法により順位に変動がないか確認し、変動する場合は、順位付け判定により1位となった者を受託候補者として選定する。合計平均点数が最も高い者が2人以上ある場合は、順位付け判定において1位の獲得数が多い順に上位とする。1位の獲得点数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とする。順位の獲得数がいずれも同数の場合は、委員による多数決により受託候補者を選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は選定後、速やかに参加者に通知する。ただし、審査結果については、異議の申立ては受け付けない。

(6) その他

参加資格審査を通過した者が1者（社）のみとなった場合でも二次審査を実施する。その場合、評価点数の合計平均点数が65点以上の場合、受託候補者として選定する。

7 契約の締結

受託候補者と改めて委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。なお、契約が成立しない場合は次点者と受託候補者の提案と同内容となる交渉を行うものとする。

8 開設準備

選定された事業者は、契約日の翌日から令和9年3月31日までの間を開設準備期間とし、指導員の確保、備品の確認などを行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、受託者の負担とする。

9 指導員等の雇用

現在学童保育所に雇用されている者が、受託者への転籍を希望した場合は、原則として優先的に雇用すること。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

受託者が本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、「南房総市個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和5年南房総市条例第1号）及び「南房総市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則」（令和5年南房総市規則第1号）に基づき適正に管理すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また業務終了後も同様とする。

11 業務継続が困難となった場合の措置について

市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき理由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき理由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の解除ができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく事業の業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の理由により、業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰することができない理由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に調整が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することによ

り契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは協定の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、受託者は必要なデータを遅滞なく市に提供すること。

1 2 情報公開及び提供

プロポーザル実施に関する情報（応募者から提出された資料を含む）は南房総市情報公開条例（平成18年南房総市条例第10号）に基づく公文書に該当するものであり、情報公開及び提供については、公開対象文書及び公開基準に基づき取り扱うものとする。

「公開対象文書及び公開基準」 凡例 ○：開示 △：部分開示（注1） ×：不開示

対象文書の名称		受託候補者 決定前 (注2) (注3)	受託候補者決定後 (注2)(注3)		根拠
			受託候補 者に係る もの	非受託候 補者に係 るもの	
提案事業者名		×	○	×	非受託候補者に関しては、市ホームページ及び情報公開請求においても条例第6条第4号アの法人不利益情報に該当するため不開示とする。
事業提案に 関する書類	参加申込書 (公募型)	×	△	△	条例第6条第2号の個人が識別される情報及び、条例第6条第4号アの法人不利益情報の有無で判断する。
	企画提案書	×	△	×	非受託候補者に関しては、市ホームページ及び情報公開請求においても条例第6条第4号アの法人不利益情報に該当するため不開示とする。
	受注体制文 書	×	△	×	非受託候補者に関しては、市ホームページ及び情報公開請求においても条例第6条第4号アの法人不利益情報に該当するため不開示とする。
	見積書等	×	△	△	条例第6条第4号アの法人不利益情報の有無で判断する。

法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	○	×	非受託候補者に関しては、市ホームページ及び情報公開請求においても条例第6条第4号アの法人不利益情報に該当するため不開示とする。
	財務諸表等	×	△	△	条例第6条第2号の個人が識別される情報及び、条例第6条第4号アの法人不利益情報の有無で判断する。
仕様書、実施要領		○	○	—	
事業者を選定するための審査項目、審査の視点、配点及び評価の基準		○	○	—	
審査結果		×	△		審査結果は、受託候補者決定後、各審査委員の評価状況及び非受託候補者が特定できない形での公表とする。 また、提案事業者に対しては、自己の評価結果を審査項目に応じて各審査委員の評価状況が特定できない形で情報提供することができる。
審査委員会	委員名簿	×	△		公務員(県職等も含む)以外の委員名は条例第6条第2号の個人が識別される情報のため不開示とする。
	議事内容の記録	×	△		提案事業者に関して、自己の議事内容の記録については、情報提供することができる。それ以外の公開請求は条例第6条第2号の個人が識別される情報及び、条例第6条第4号アの法人不利益情報の有無で判断する。 また、発言者名については、条例第6条第5号の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損な

				われるおそれがあるため、すべて 不開示とする。
--	--	--	--	----------------------------

(注1) 「△:部分開示」とは、条例第7条によるものとする。

(注2) 契約締結前は条例第6条第5号に該当し、選定に関する情報であり選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、不開示とする。

(注3) 辞退者に係る情報はこの基準の対象とせず、条例に基づき、開示の可否について判断する。

1 3 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒299-2592 千葉県南房総市岩糸2 4 8 9 番地

南房総市教育委員会事務局子ども教育課教育係

電話：0470-46-2966 FAX：0470-46-4059

E-mail:kodomokyoiku@city.minamiboso.lg.jp